

平成 27 年度包括外部監査における
「監査の結果」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設
の管理運営について」

平成 28 年 8 月 24 日

大 田 区

平成 27 年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況 目次

平成 27 年度における特定の事件（テーマ）

「指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について」

項目 番号	監査結果 報告書の頁	項目名	施設名	所属	本書の頁
1	28	区と指定管理者間の指定管理業務の複数契約	大田区立男女平等推進 センター	人権・男女 平等推進課	1
3	31	費目間流用規定と精算規定の優先順位	(エセナおおた)		2
5	34	収支報告書の費目違い	大田区休養村とうぶ 大田区立伊豆高原学園	地域力推進課	3
8	44	決算書の情報開示不足			4
9	45	指定管理者の理事会運営手続上の不備	大田区区民活動支援 施設大森（こらぼ大森）	地域力推進課	5
10	45	理事長への追加給与支給についての未審議			6
13	48	共同事務室の使用団体の募集手続の不備			7
17	56	選定スケジュールが不適正			8
19	58	施設管理業務に関する事業報告書の未作成	大田区民ホール (アプリコ)		9
22	62	区で未承認となっている再委託業務	大田区民プラザ	文化振興課	10
23	63	再委託についての区への報告が規定に沿っていない	大田文化の森 熊谷恒子記念館		11
24	64	区への委託契約の報告内容が不適正	龍子記念館		12
26	66	随意契約について、複数見積りが取得されていない			13
29	75	人員増員の際の事前承認	大田区立大森スポーツ センター	スポーツ推進課	14
31	76	委託業務費の計上費目			15
38	96	募集中止の決定手続が不適正			16
43	103	指定管理料のうち本部分担金の計上額が不適正	大田区立軽費老人 ホームおおもり園	高齢福祉課	17
44	106	選定委員会の議事録が未作成			18
46	108	年間業務計画書に重要項目の記載がない			19
47	109	住宅の入退去状況の報告誤りが多数	大田区立シルバーピア		20
48	111	シルバーピア、高齢者アパートとも、空室率が高い	大田区営シルバーピア 高齢者アパート	高齢福祉課	21
49	112	指定管理料の精算項目間の流用手続きが不適正			22

50	113	住宅使用料等の滞納報告の未実施	大田区立シルバーピア 大田区営シルバーピア 高齢者アパート	高齢福祉課	23
51	113	選定時の事業計画に盛り込まれた施策が未実施 ①			24
52	115	選定時の事業計画に盛り込まれた施策が未実施 ②			25
53	116	シルバーピア等で指定管理者名の表示が未実施			26
54	117	再委託先の審査について記録が未作成			27
55	118	“再委託先業者一覧”における重要な再委託先の 漏れ			28
56	118	シルバーピアの入居者決定ルールが未作成			29
57	119	シルバーピアの募集では、補欠者数の増加が 必要			30
59	126	指定管理者の会計処理の過誤等	大田区立特別養護老人 ホーム 大田区立高齢者在宅 サービスセンター	介護保険課	31
60	126	協定書の指定管理料の規定は要修正①			32
61	128	協定書の指定管理料の規定は要修正②			33
62	141	指定管理料の支払いが過大	障害者施設 (支援法準拠施設)	障害福祉課	35
63	145	予算作成時の利用料金等の見積が過少			36
64	147	予算作成時の運営経費の見積が過大			37
65	148	指定管理者の余剰金の管理が必要			38
66	150	職員配置基準と予算を連動させることが必要			39
68	152	処遇改善手当は原則指定管理料の対象外			40
69	153	非常勤職員人件費の算定根拠が不明確			41
70	155	区への職員情報の適時報告が不徹底			42
71	158	業務委託の複数見積ルールの不徹底			43
73	161	不適正な事業報告はチェックが必要			44
77	184	非常勤職員についての職員配置基準の記載は 不適正			大田区立つばさホーム 前の浦
78	185	職員配置基準以上に常勤職員を採用	46		
79	186	非常勤職員給与の算定根拠が不明	47		
80	187	緊急一時保護で規定を超える長期滞在者の存在	48		
81	188	給食業務委託費の適正額を超過する負担	49		
82	190	利用者から徴収する”実費”は不適正	50		
83	192	入居建物の不適切な使用状況	51		
85	194	事務処理上の不備	52		

86	198	人件費の計上費目の誤り	大田区立前の浦集会室	障害福祉課	53
91	209	施設に指定管理者名の表示が無い	大田区営住宅 大田区民住宅	建築調整課	54
95	215	自主事業の取決めの年度協定書記載漏れ	大田スタジアム	スポーツ推進課	55
96	217	公の施設と区の出先機関の清掃費の未按分	大田区立萩中公園 水泳場ほか	道路公園課	56

項目1 結果	部課名
区と指定管理者間の指定管理業務の複数契約	総務部人権・男女平等推進課
指摘事項	措置状況
<p>条例上、指定管理業務が、指定管理契約ではなく、委託契約として別途締結されており、条例に則った運用がなされていないので改善が必要である。</p>	<p>本件は「女性のための相談事業」についてのご指摘で、広く女性が抱える様々な悩みに対応しているものです。指定管理代行当初は相談も含めた運営を想定したところですが、配偶者暴力の相談などは、区関係部局と連携した対応が求められることから委託により実施し、現在に至っているものです。</p> <p>今後は、ご指摘の内容を踏まえ、条例と指定管理業務の範囲について、整理してまいります。</p>

項目3 結果	部課名
費目間流用規定と精算規定の優先順位	総務部人権・男女平等推進課
指摘事項	措置状況
<p>協定書の費目間流用規定と精算規定の優先順位が不明のため、確定払いと同様の取扱いになっており、規定の改善をすべきである。</p>	<p>本年4月からの新たな指定期間開始に伴い、ご指摘を踏まえ、光熱水費及び施設等修繕費を除く全ての費目を合算した上で精算するよう規定を見直し、年度協定書にそれらの規定を明記しました。</p>

項目5 結果	部課名
収支報告書の費目違い	地域力推進部地域力推進課
指摘事項	措置状況
<p>収支報告書の費目で、本来の費目でない費目、 その他で記載されている費目があり、経済的実態 に応じた費目による開示が望まれる。</p>	<p>ご指摘の内容については、平成 27 年度分の収 支報告書から、適正な費目（備品購入費、維 持補修工事費）で記載するよう指導し、改善 しました。</p>

項目 8 結果	部課名
決算書の情報開示不足	地域力推進部地域力推進課
指摘事項	措置状況
<p>現指定管理者の会計収支決算書の費目が、NPO法人会計基準に準拠していないため、必要な情報開示が行われておらず、改善すべきである。</p>	<p>平成 27 年度決算書類において、NPO法人会計基準に準拠し、人件費・事業費等、明確に把握できるよう、活動計算書（旧 収支報告書）・財務諸表の注記を作成し、合わせて、NPO法人の義務である情報開示に適切に対応できるよう、改善しました。</p>

項目 9 結果	部課名
指定管理者の理事会運営手続上の不備	地域力推進部地域力推進課
指摘事項	措置状況
<p>施設長給与増額に際して必要な理事会運営の手続上、定款に則った処理がなされておらず、かつ、所管課の指導もなく、改善すべきである。</p>	<p>平成 28 年度から、指定管理者においては、施設長給与増額を含め、理事会議決等、定款に則した処理を行っています。</p> <p>また、区担当職員の引継書・マニュアルの充実や O J T を強化し、再発防止を含め運営手続きについて助言・指導ができるよう、準備をしていきます。</p>

項目 10 結果	部課名
理事長への追加給与支給についての未審議	地域力推進部地域力推進課
指摘事項	措置状況
<p>理事長への追加給与支給は、理事会の審議事項であるにもかかわらず、報告事項として処理し、所管課も指導しておらず、今後適正な運営・指導をすべきである。</p>	<p>平成 28 年度から、指定管理者においては、理事長への追加給与支給を含め、理事会議決等、定款に則した処理を行っています。</p> <p>また、区担当職員の引継書・マニュアルの充実や O J T を強化し、再発防止を含め運営手続きについて助言・指導ができるよう、準備をしていきます。</p>

項目 13 結果	部課名
共同事務室の使用団体の募集手続の不備	地域力推進部地域力推進課
指摘事項	措置状況
<p>共同事務室に 2 区画に空きが生じていたが、「共同事務室使用団体募集要項」に準拠しないで、募集をしておらず、改善すべきである。</p>	<p>「共同事務室使用団体募集要綱」第 3 条（公募の方法）では、対象区画使用者が退出する日から 60 日以内に新しい使用者が決定するよう募集内容を決定することとなっていますが、募集実務の効率化を図ることから、これまでは年 1 回、翌年度の使用者募集を行ってきました。</p> <p>現指定管理者の指定管理期間が平成 28 年度末までであり、平成 29 年度以降の共同事務室の管理・運営について検討中であることから、平成 27 年度以前の使用団体に対しては指定管理期間終了に合わせた使用期間を設定してきました。しかし、指摘のあった平成 27 年度（平成 28 年度入居）については、1 年間の使用期間では活動場所としての支援を十分に果たせないと判断し、募集を見送りました。</p> <p>ところが、区民活動団体から共同事務室の利用についての問い合わせが複数寄せられたため、平成 28 年 6 月に、平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 8 か月間の使用期間で募集を行いました。2 団体から申請があり、選考委員会による審査の結果、2 団体の使用を決定し、現在新たに 2 区画が使用されるに至っています。</p> <p>平成 29 年度以降の共同事務室の管理・運営については、本施設を区民活動の実践の場としてさらなる活性化を目指し検討を行い、引き続き募集を行う方針です。</p>

項目 17 結果	部課名
選定スケジュールが不適正	観光・国際都市部文化振興課
指摘事項	措置状況
<p>区民ホール等文化施設の指定管理者選定作業は、平成24年～26年度、平成27年～31年度の指定期間とも、スケジュール管理が充分とは言えず、実質的に前指定管理者以外を選定することは、不可能であった。</p>	<p>指定管理者の選定については、議会の承認を得る必要があるため、議会スケジュールを考慮して進めなければなりません、事前準備によりゆとりをもったスケジュールを検討してまいります。</p>

項目 19 結果	部課名
施設管理業務に関する事業報告書の未作成	観光・国際都市部文化振興課
指摘事項	措置状況
<p>基本協定書に基づく施設の管理業務に関する事業報告書が作成されていない。基本協定書第 15 条に基づき、毎年度終了後作成し、大田区へ提出されたい。</p>	<p>平成 28 年度においては、平成 27 年度協定書に基づく「平成 27 年度大田区民プラザ等管理代行に関する事業報告書」を 5 月 1 日までに提出できるよう目指してきましたが、提出は期限の 1 日遅れ（平成 28 年 5 月 2 日）となりました。</p> <p>そもそも評議員会のある 5 月下旬を待たずして提出しなければならないスケジュールに無理があり、評議員会で変更があれば、内容に齟齬が生じる可能性もあります。</p> <p>今回の指摘があるまで、文化振興協会においては、平成 26 年度協定書（第 11 条第 2 項）で提出が定められている本件事業報告書と地方自治法（第 244 条の 2 第 7 項）で提出が義務付けられている事業報告書が同じものであるという解釈をしていました。</p> <p>期限内の提出がされず、評議会終了後の平成 27 年 5 月末の提出となっていたという事実からも、提出期限の変更も含め検討してまいります。</p>

項目 22 結果	部課名
区で未承認となっている再委託業務	観光・国際都市部文化振興課
指摘事項	措置状況
<p>文化振興協会は、あらかじめ大田区の承諾を得なければ、管理代行業務の一部を第三者に委託してはならないが、承諾なしで委託しているケースがある。</p>	<p>再委託については、年度協定書の一覧に記載することによって、承諾することとしていますが、今回は一覧にないものを再委託してしまいました。</p> <p>平成 28 年度は、再委託する業務を整理し、一覧の見直しをしました。</p> <p>今後業務を進める過程で、その他の委託も含め、変更、追加等が生じる場合は、基本協定書に基づき適正に処理を行ってまいります。</p>

項目 23 結果	部課名
再委託についての区への報告が規定に沿っていない	観光・国際都市部文化振興課
指摘事項	措置状況
<p>文化振興協会は、年度協定書により、管理代行業務を契約締結の都度、区に報告書を提出する必要があるが、本ルールに沿った運用が行われていない。所管課は協定に従った報告が行われるよう、指導されたい。</p>	<p>再委託についての区への報告規定について検討した結果、基本協定書において区への報告書を義務付けていることに加えて、年度協定書に基づき、区に契約締結の都度報告書を提出するという二重の義務を課す必要はないとの結論となりました。</p> <p>については、合理的な事務の遂行から、平成 28 年度協定より、再委託についての区への報告を定めた規定を削除しました。</p> <p>合わせて区の管理監督体制も強化し、遺漏なき報告を徹底してまいります。</p>

項目 24 結果	部課名
区への委託契約の報告内容が不適正	観光・国際都市部文化振興課
指摘事項	措置状況
<p>毎年度作成されている「委託契約の業務内容及び会社名」の記載内容に誤りがある。また、表現が適正でないものがある。所管課は、記載内容のチェックを励行されたい。</p>	<p>文化振興協会内部でのチェック管理体制を整えさせ、ミスを未然に防ぐよう指導しました。加えて区によるチェックを行い、正確性を担保してまいります。</p>

項目 26 結果	部課名
<p>随意契約について、複数見積が取得されていない。</p>	<p>観光・国際都市部文化振興課</p>
指摘事項	措置状況
<p>予定価格 10 万円以上の随意契約の場合、2 人以上の者から見積もりを取るのが原則であるが、実行されていない。</p>	<p>当該契約が相見積を徴しない合理的な理由がない限り、原則どおり複数社見積もりを徴し、適正な契約を行ってまいります。</p>

項目 29 結果	部課名
人員増員の際の事前承認	観光・国際都市部スポーツ推進課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理者の人員構成増員報告を失念していたが、重要事項であるので、今後報告漏れがないような体制を構築すべきである。</p>	<p>指定管理者を指導し、平成 27 年 11 月 1 日現在の大森スポーツセンターの職員配置について報告がありました。</p> <p>今後、変更があった場合はその都度速やかに報告をするよう指導しました。</p>

項目 31 結果	部課名
委託業務費の計上費目	観光・国際都市部スポーツ推進課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理者の事業報告書の費目が経済的実態と かい離していたので、所管課は適切な指導をすべ きである。</p>	<p>平成 28 年度からは、「人件費」から「施設等 維持管理経費」へ組替えしました。 今後は、適切な会計処理がされるよう指導 してまいります。</p>

項目 38 結果	部課名
募集中止の決定手続が不適正	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>おおもり園は、平成21年度から新たな入所者の募集を行っていないが、募集中止を決定した決裁文書はなく、中止の決定方法が適正でない。</p>	<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年5月9日号外厚生労働省令第57号)により、平成20年6月から新規の軽費老人ホームA・B型は、ケアハウスに一元化していくことを受け、軽費老人ホームB型に該当するおおもり園は入所者の募集を見合わせております。</p> <p>一方で、平成28年3月策定の大田区公共施設適正配置方針の中で「おおもり園は老朽化が進んでおり、併設する公営住宅なども含め、今後のあり方を検討する」との方向性が出されました。</p> <p>このことを受け、改めておおもり園のあり方検討の結果を得るまでは、おおもり園の入所者募集を見合わせる旨の決定手続きをいたしました。</p>

項目 43 結果	部課名
指定管理料のうち本部分担金の計上額が不適正	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理料の支出項目に、本部分担金があるが、この計上額が不適正である。修正されたい。</p>	<p>おおもり園の指定管理料の支出項目にある本部分担金について、予算査定時は法人の本部分担金は確定していないため、法人から提出された概算の資料に基づいて予算計上をしました。</p> <p>そのため、平成 26 年度の本部分担金予算は概算金額である 1,074,000 円で計上しましたが、区の予算が確定した後、法人の本部分担金の金額が確定し、1,325,679 円に変更されたことが判明しました。</p> <p>しかし、法人の区に対する報告が漏れており、かつ精算時の根拠資料も 1,074,000 円のみでありましたので、当初予算と同額であることを確認し 1,074,000 円で精算を行いました。</p> <p>本案件については、法人と協議により、差額分の追加支払は行わず、改めて今後法人に対して適正な申請の指導をしていくとともに、区としては精算内容の再確認を徹底してまいります。</p>

項目 44 結果	部課名
選定委員会の議事録が未作成	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>平成26年～30年度の指定管理者選定に当たった選定委員会について、議事録が作成されていない。今後は、作成を徹底されたい。</p>	<p>公平・公正な審査が行われたことを記録としても確認できるようにするため、今後指定管理者選定をする場合には、選定委員会議事録の作成を徹底いたします。</p>

項目 46 結果	部課名
年間業務計画書に重要項目の記載がない	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>基本協定書では、年間業務計画書に“運営目標に関する事項”の記載が要請されているが、平成26年度の業務計画書には当該事項についての記載がない。</p> <p>“運営目標に関する事項”は、指定管理者に要請される最も重要な項目と判断されるので、今後の業務計画書には必ず記載させるよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>運営目標に関する事項は、指定管理者との基本協定書第 17 条及び第 23 条では、毎年度高齢者住宅等の管理運営上の目標を定め、年間業務計画書を区に提出しなければならない旨規定しております。</p> <p>指定管理者には業務計画書へ運営目標の記載をするよう厳格に指導し、平成 27 年度及び 28 年度運営目標について提出を受けております。</p> <p>今後も年間業務計画書に運営目標の記載漏れが無いよう徹底してまいります。</p>

項目 47 結果	部課名
住宅の入退去状況の報告誤りが多数	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>高齢者住宅管理業務月例報告書（以下“月例報告書”と略）に記載の毎月の入退去状況、及び入居戸数の統計に誤りが多い。</p> <p>正確な数値把握を徹底されたい。</p>	<p>指定管理者からの入居戸数の報告には、住宅管理をするため当課で導入している「住宅管理システム」により報告数値を算出しております。</p> <p>しかし、当課でシステムを再度確認したところ、月例報告書で報告される「入居戸数」「当月入居数」「当月退去数」の算出において、入居戸数とは当月末時点での入居数、当月退去数とは当月中に退去した数のため、末日の退去者については、当月入居戸数、当月退去数のどちらにも含まれて（当月末日分まで家賃を支払っていることから当月の入居戸数に、また当月末日に退去したことから当月退去数に）二重にカウントされている状況でした。</p> <p>統計上、当課で把握すべきは入退去の実数であることから、今後は月末退去者を除いて算出することで入退去状況、入居戸数との数値関係を明瞭化し、報告数値とすることを区と指定管理者と双方で確認し、改めました。</p> <p>今後も正確な数値把握に努めます。</p>

項目 48 結果	部課名
シルバーピア、高齢者アパートとも、空室率が高い	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>平成26年度の空室率は、区営シルバーピア8.2%、区立シルバーピア12.9%、高齢者アパート28.0%と非常に高い水準である。空室率を低減させることが必要である。</p>	<p>空室期間とは現入居者が退去してから次の入居者が入居するまでの期間ですが、その期間は、まず原状回復工事の見積作成(見積作成については退去後の部屋の状態を確認して作成いたします)、退去者との原状回復工事自己負担金交渉、原状回復工事となり、その後次の入居候補者による内覧及び入居手続きを行うため、通常1か月半から2か月近くの日数を要していました。</p> <p>しかし、これまで2週間程度見込んでいた原状回復工事期間について、現在は施設カルテによる居室の修繕履歴を参考にし、畳やクロスなどのスムーズな発注を業者に指示することで、工事期間を10日程度に短縮しております。</p> <p>なお、平成26年度の高齢者アパートの空室率が高い主な原因は、平成27年度中に3棟38戸オーナーへの返還による住替え先確保の必要があったためです。</p> <p>平成27年度の空き室率は、区営シルバーピア5.72%、区立シルバーピア3.11%、高齢者アパート8.38%と空き室率は低減させております。</p>

項目 49 結果	部課名
指定管理料の精算項目間の流用手続きが不適正	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>平成26年分の指定管理料については、精算項目間の流用が行われたが、必要とされる区との書面による確認がおこなわれていない。規定に沿った措置を励行されたい。</p>	<p>指定管理者との基本協定書第30条第6項に指定管理料における精算項目間の流用については、区と指定管理者協議のうえで書面をもって確認し、流用することと規定されております。</p> <p>しかし、平成26年度に精算項目間流用を行った際、書面による確認が必要にもかかわらず、指定管理者と区との間で口頭による確認しか実施しておりませんでした。指定管理者へは、基本協定書に記載されているとおり、精算項目間流用を行う際は、必ず事前に区との書面協議を行うよう指導を実施し、また区職員による確認も徹底いたします。</p> <p>なお、平成27年度については、精算項目間の流用はなかったため、事前の書面協議もありませんでした。</p>

項目 50 結果	部課名
住宅使用料等の滞納報告の未実施	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>基本協定書で住宅使用料等の滞納状況を区に報告することになっているが、実施されていない。指定管理者へ励行するよう指導されたい。</p>	<p>指定管理者との基本協定書別表2の業務分担では、指定管理者の業務として住宅使用料等の滞納状況を区へ報告することになっておりました。</p> <p>区としては、これまで滞納状況を調査する際は、区職員が住宅管理システムから滞納状況を自ら確認しておりましたが、これに併せて、今後は基本協定書に則り、指定管理者から滞納状況の報告を受けるために、月例報告書の様式を改正し、滞納状況を記載できるようにしました。</p> <p>滞納状況を報告書に載せることによって指定管理者と情報共有し滞納解消に向けて迅速かつ個別に進捗状況把握と対応策の指示ができるようにしています。</p> <p>指定管理者からは平成27年11月分よりすでに改正後の様式で住宅使用料等の滞納状況報告を受け、さらに区職員による随時確認も実施しております。</p>

項目 51 結果	部課名
選定時の事業計画に盛り込まれた施策が未実施 ①	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理者選定時に提出された事業計画書の内容となっている“工事指定協力店制度”が実施されていない。早急に事業計画にそった制度をスタートさせる必要がある。</p>	<p>指定管理者選定時の事業計画書によると、「再委託については、あらかじめ弊社の定める「外注管理規定」や「コンプライアンス指針」等に基づいて審査を行い、基準をクリアした業者を「工事指定協力店」として契約を結び登録を行います。</p> <p>登録そのものは、公平・公正・平等に広く公開し、だれでも審査を受けられるようにします」と記載されております。</p> <p>したがって、工事指定協力店制度については、上記事業計画書に沿って、現在制度の実施に向けて準備を進めており、平成 28 年 7 月に指定管理者ホームページにて業者を募集しております。</p>

項目 52 結果	部課名
選定時の事業計画に盛り込まれた施策が未実施 ②	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理者選定時に提出された事業計画書の内容となっている“施設カルテ”の作成が行われていない。早急に事業計画に沿った資料を作成されたい。</p>	<p>指定管理者選定時の事業計画書によると、施設カルテの作成方法は『設備保守点検業務での点検結果等をまとめた点検データと、修繕等の結果をまとめた修繕データを合わせて「施設カルテ」としてまとめて整理し保存します』とあります。</p> <p>これまでは、設備保守点検の結果を1冊のファイルにまとめ、また修繕データとして修繕連絡票を1冊のファイルにまとめて別々に管理しておりましたが、両データをまとめたものを指定管理者へ作成するよう指導し、現在施設カルテとして作成されたことを平成28年4月に確認いたしました。</p>

項目 53 結果	部課名
シルバーピア等で指定管理者名の表示が未実施	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>区立シルバーピア、区営シルバーピア、高齢者アパート（以下“高齢者住宅等”と略）に基本協定書で規定されている“指定管理者名の表示”が行われていない。</p> <p>高齢者住宅等の実態に応じ、規定の改正を行うとともに、当該規定の遵守を徹底されたい。</p>	<p>指定管理者との基本協定書第 29 条では、「指定管理者は高齢者住宅等が指定管理者により管理運営されていることを明らかにするため、指定管理者名、連絡先及び設置者名等の必要な事項を高齢者住宅等の適切な場所に表示しなければならない」と規定されております。</p> <p>指定管理者名等の表示は区立シルバーピアについては監査人からの指摘後すぐに、指定管理者名の表示がされたことを平成 27 年 11 月に確認しました。</p> <p>なお、区営シルバーピア及び高齢者アパートについては、指定管理者が建物管理を行っていないため、平成 28 年度協定第 8 条において、基本協定書第 29 条の高齢者住宅等の解釈を区立シルバーピアのみに限定し、指定管理者名の表示について当該規定との差異を解消いたしました。</p>

項目 54 結果	部課名
再委託先の審査について記録が未作成	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理者は、外注業者（再委託先）との継続的な契約については、毎年審査を実施することになっているが、審査結果の報告書が作成されていない。審査実施状況が明らかになるよう指導されたい。</p>	<p>指定管理者自身で規定している「外注管理規定」第8条では業者の審査について、「継続的な契約については毎会計年度ごとに審査すること」と規定されております。</p> <p>指定管理者に確認したところ、継続的な契約とは契約書を毎年度交わさず自動的に更新する契約のことであり、更新の審査自体は指定管理者内で行っていましたが、区との協定上は、その審査結果を報告する義務はありません。</p> <p>しかしながら、区と指定管理契約を締結している住宅管理部分の中で、適正な外注管理を行う必要があることから、指定管理者へは継続的な契約についての審査結果報告書の作成を指導いたしました。</p> <p>更に、審査実施状況を明らかにし記録しておくよう、指定管理者へ平成28年2月の審査前に指導いたしました。</p>

項目 55 結果	部課名
“再委託先業者一覧”における重要な再委託先の漏れ	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>所管課は、指定管理者の再委託先管理の一環として、“再委託先業者一覧”の提出を受けているが、重要な再委託先が一覧の記載から漏れている。再委託先の管理を徹底されたい。</p>	<p>指定管理者との基本協定書別表2の業務分担では、再委託先一覧の区への提出が指定管理者の業務分担とされております。</p> <p>再委託先一覧の業者については、平成26年度に一覧への記載について指導を徹底しました。</p> <p>また、指導後の平成27年度、平成28年度分は業者漏れがないことを年度当初に確認しています。</p>

項目 56 結果	部課名
シルバーピアの入居者決定ルールが未作成	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>シルバーピアの入居者決定のルールが明文化されていない。選定手続の安定的な運用のために、ルールを定めた規程を作成する必要がある。</p>	<p>シルバーピア入居者募集については、まちづくり推進部建築調整課（旧住宅課）で規定している「大田区営住宅入居者募集要綱」を参考に運用を行っておりました。</p> <p>事業移管を受け福祉部高齢福祉課において、シルバーピア入居者決定のルール化の必要性を認識し、平成 28 年 6 月 21 日施行で、「大田区シルバーピア入居者募集要綱」を作成し明文化いたしました。</p>

項目 57 結果	部課名
シルバーピアの募集では、補欠者数の増加が必要	福祉部高齢福祉課
指摘事項	措置状況
<p>区立シルバーピアの平成26年度入居者募集では、補欠者を含めても募集戸数全戸については、入居者が決定されなかった。このような状況为了避免するため、補欠者数の増加が必要である。</p>	<p>シルバーピアの入居者募集において、補欠者とは書類審査、実態調査を経た後に入居候補者より得点が高い方が該当者となりますが、その数については、高齢者住宅では募集戸数と同程度としております。</p> <p>理由としましては、高齢者住宅の募集はポイント方式による公募方法であり、合格者・補欠者を決定する過程において、書類審査、実態調査を経た後に資格審査をしていることから資格審査時に失格となる方が少ないこと、また実態調査は申込者に対し訪問調査日時の調整が必要となり、過剰な補欠者の確保は下位補欠者への過度な負担をかけることになるからです。</p> <p>しかし、平成26年度入居者募集において最下位補欠者にまで辞退された住戸があったため、空き住戸が発生してしまった事態がありました。</p> <p>今後は、入居候補者が斡旋辞退した場合は補欠者へ斡旋し、さらに補欠者が辞退した場合は、低順位者へ斡旋を行います。これにより順次、入居者を決定して住宅の斡旋を行ってまいります。</p>

項目 59 結果	部課名
指定管理者の会計処理の過誤等	福祉部介護保険課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理者の会計処理について、経費按分相違・過誤仕訳があった。適切な会計処理を行うよう、指導を徹底されたい。</p>	<p>経費按分相違は、指定管理料について、短期入所の収入とすべきところ、誤って特別養護老人ホームの収入としたものであり、過誤仕訳は、区からの委託事業について、委託料による収入とすべきところ、誤って介護報酬による収入としたものです。</p> <p>指定管理者における会計処理については、新社会福祉法人会計基準への移行に伴い、平成27年度より、事務の所管を各施設から指定管理者の本部事務局へ集約しています。これにより、経費按分相違や過誤仕訳などに対するチェック体制の見直し等を行ったところです。</p> <p>これを受けて、所管課では、指定管理者に対し、適切な会計処理を行うようあらためて指導しました。</p>

項目 60 結果	部課名
協定書の指定管理料の規定は要修正①	福祉部介護保険課
指摘事項	措置状況
<p>(対象：池上長寿園との協定書)</p> <p>基本協定書において、管理代行業務は、利用料金等により実施することとされている。しかし、条例上、指定管理者は、管理代行業務に規定されている“高齢者緊急ショートステイ事業”“シルバーステイ事業”の利用料金等を収入することができず、当該事業は、区が指定管理者に支払う委託料により実施されている。これは、委託業務を指定管理業務として規定することに問題があるため、協定書の規定を修正する必要がある。</p>	<p>高齢者緊急ショートステイ事業及びシルバーステイ事業については、平成 27 年度から事業を統合し、事務所管が地域福祉課となったため、蒲田地域福祉課にて委託料の支出事務等を行っています。</p> <p>このため、基本協定書における管理代行業務の規定から、高齢者緊急ショートステイ事業及びシルバーステイ事業を削除しました。</p>

項目 61 結果	部課名
協定書の指定管理料の規定は要修正②	福祉部介護保険課
指摘事項	措置状況
<p>基本協定書では、指定管理料は利用料金等のみで管理代行を行うことが困難な場合に支払う旨規定している。しかし、区の指定管理料の支払いに係る運用は、当該規定から解釈することが難しいと判断するため、協定書の規定を修正する必要がある。</p>	<p>指定管理者制度は、公の施設の管理を効果的、効率的に行うため、指定管理者の経営努力へのインセンティブを誘引し区民サービスのより一層の向上を図ることを目的としています。このため、区では指定管理者のインセンティブを阻害しかねないものについて、指定管理料として支払っています。</p> <p>また、区立施設は、区民の幅広いニーズに応え良質なサービスを提供していくため、その裏付けとなる安定した財務基盤が必要であり、事業活動により一定の収益を得ることがあらかじめ想定されるものです。</p> <p>このことから、指定管理料については、事業収支差額が赤字である場合だけではなく、民立施設であれば受けることのできる減免や補助又は区立施設であることの特性上、民立施設との均衡を図ることが適切であるものについても、支払いの対象としています。</p> <p>区立施設は、公の施設として区民の皆様のご理解を得て運営していく必要があります。このため、解釈を明確にする観点から、平成 28 年度より、該当する規定について、以下のとおり、修正しました。</p> <p>(修正前)</p> <p>乙が、前項により収入した利用料金等のみで管理代行を行うことが困難な場合は、必要な経費の一部について、甲は指定管理料を乙に支払うことができる。</p> <p>(修正後)</p> <p>甲は、乙に対し、別表に規定する役割分担に係る費用及び他の区内介護保険施設との事</p>

業環境等を考慮しその均衡を図ることが適切であると認められる費用について、指定管理料として、必要な経費の一部を支払うことができる。

※別表は下記のとおり

別表

施設修繕及び物品購入等における役割分担

	1 件当たりの金額	施行又は購入	費用負担
(1)施設及びそれに付属する設備の修繕	130 万円未満	乙が施行する。	乙が収入した利用料金から支出する。
	130 万円以上 300 万円未満	予算に基づき乙が施行する。	乙は、収入した指定管理料から支出する。
	300 万円以上	予算に基づき甲が施行する。	甲が負担する。
(2)物品の購入		乙が購入する。	乙が収入した利用料金から支出する。
(3)物品の修繕		乙が施行する。	乙が収入した利用料金から支出する。

項目 62 結果	部課名
指定管理料の支払いが過大	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理料は、利用料金等のみで管理代行を行うことが困難な場合に支払われることとされているが、このルールから判断して過大な指定管理料の支出が行われている。過去の過大な指定管理料について、指定管理者が適切な資金使途に費消するよう、指導監督されたい。</p>	<p>区立障害者施設においては、平成 23 年度から利用料金制度を導入し、障害者サービスの向上の取り組みを図ってまいりました。区立障害者施設についてはよりきめ細かい支援を必要とする障がい者が利用されるため、利用料金のみでの運営は難しく、施設運営で不足する経費を指定管理料として支出してきました。しかし、必要経費の精査が不足していたこともあり、余剰金が生じております。</p> <p>余剰金については、これまでも毎年度利用計画の提出を求めてまいりました。今後、必要経費の精査を一層強めると共に、引き続き余剰金の活用の実態を毎年確認し、区の障がい者福祉施策の向上に寄与するよう指導・監督を強化してまいります。</p>

項目 63 結果	部課名
予算作成時の利用料金等の見積が過少	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理料の算出に当たって、基本的な要素である利用料金等の見込額が、大幅に実績額を下回っており、指定管理者に多額の余剰金が発生する原因となっている。利用料金等の見込額の算定方法を改善されたい。</p>	<p>平成 27 年度予算まで利用料金の算出は、指定管理者による収入見込額と前年度実績見込額から指定管理者のサービス向上等の経営努力分見込みを控除した金額を比較し、少額の方を採用していました。そのため、結果的に利用料金の実績額が過少となり、指定管理者に余剰金が生じることになりました。</p> <p>平成 28 年度予算からは、一律に指定管理者が作成した収入見込額を勘案して、利用料金見込額を算定する方式に改めました。</p>

項目 64 結果	部課名
予算作成時の運営経費の見積が過大	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理料の算出に当たって、基本的な要素である運営経費の見込額が、大幅に実績額を上回っており、指定管理者に多額の余剰金が発生する原因となっている。運営経費の見込額について、より厳密にチェックされたい。</p>	<p>運営経費の見込額と実績の差は、主に人件費の誤差により生じています。誤差が生じる理由は、予算編成時に常勤として見込んだ人員が、実際には非常勤対応をせざるを得なかったこと、年度途中の退職等により欠員期間が生じたことなどによります。</p> <p>なお、平成 28 年度指定管理料決定に際しては予算編成時の確認に加え、新年度の年度協定締結前に施設の人員配置を踏まえた運営経費の再精査を実施する方式に改めました。</p>

項目 65 結果	部課名
指定管理者の余剰金の管理が必要	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理料について、過年度に多額な余剰金が指定管理者に発生しているが、その使途が協定書の規定に沿ったものとなるように、指定管理者を指導監督されたい。</p>	<p>これまでも指定管理料の余剰金については、毎年度利用計画の提出を求めるとともに、余剰金が備品購入などの施設サービスの向上や指定特定相談支援事業所としての基盤整備のために活用されているほか、グループホーム等の整備資金としての積立がなされていることを確認しています。</p> <p>今後も引き続き余剰金の活用の実態を毎年確認し、区の障害者福祉施策の向上に寄与するよう指導・監督を強化してまいります。</p>

項目 66 結果	部課名
職員配置基準と予算を連動させることが必要	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>職員数は、指定管理者のサービス水準を決める最重要要素であり、人件費は費用の中で最大の支出項目である。所管課は指定管理者と翌年のサービス体制を十分検討し、これに基づき、年度協定書の“職員配置基準”を作成し、予算の算定も“職員配置基準”の職員数に基づかなければならない。</p>	<p>各施設における必要な職員数につきましては、夏の予算編成時に翌年度の利用者数の予測に基づき算定し、この職員数を根拠として人件費を計上しております。また職員配置基準については、予算編成時に算定した必要な職員数を基に、新年度を迎える直近に行う年度協定書の締結時に決定してきました。予算編成時の利用者見込みと実際の新年度の利用者数との差から、実際に配置が必要な職員数と異なる状況が生じました。</p> <p>平成 28 年度の年度協定締結に際しましては、新年度の利用者数に基づいて必要な職員数を再精査し、職員配置基準を設定する方式に改めました。</p>

項目 68 結果	部課名
処遇改善手当は原則指定管理料の対象外	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>処遇改善（特別）手当は、福祉・介護職員処遇改善加算の算定を受けた年度において、当該加算の収入金額を基準として支払われるものであり、指定管理料の対象にならないのが原則である。以下の処遇改善手当の支払いは、必要な経費とは認められないので、適正に処理されたい。</p>	<p>処遇改善加算は必要な経費と認められないため、平成 28 年度の指定管理料算定にあたりましては、歳入、歳出ともに算定項目から除外し適正に処理しました。</p>

項目 69 結果	部課名
非常勤職員人件費の算定根拠が不明確	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理料のうち、非常勤職員の予算額の算定根拠となる人数が年度協定書の職員配置基準と合致しないなど、予算の算定根拠が不明な金額がある。予算の根拠を明確にされたい。また、職員配置基準と歳出予算見積書で、“非常勤職員”の範囲が異なり、比較が難しいので、相互の関係がわかりやすい表示にされたい。</p>	<p>各施設における必要な職員数につきましては、常勤・非常勤共に当初予算編成時に翌年度の利用者数の予測に基づき算定し、この職員数を根拠として人件費を計上しております。ただし実際の施設利用人数と、法人内の人事異動や職員の採用計画の進捗状況等によっては、当初予定していた配置数と異なる常勤・非常勤の配置数となっていました。</p> <p>平成 28 年度の年度協定書からは、予算算定時の必要職員数を基に、指定管理者と協議のうえ直近の職員配置状況を踏まえた、常勤・非常勤を含めた職員配置基準を定めました。</p> <p>平成 29 年度予算編成は、この職員配置基準に基づき人件費の算定を行っております。</p>

項目 70 結果	部課名
区への職員情報の適時報告が不徹底	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>職員名簿について、必要に応じ適時の区への提出等が定められているが、ルールが守られていないケースが散見される。指定管理者への指導を徹底されたい。</p>	<p>職員名簿の提出につきましては、平成 27 年度までは、年度当初及び異動、退職等の変更があった場合に提出することとしていました。この方式によると年度途中で異動があった場合に、施設からの報告が適正に実施されているかの確認が困難であるため、平成 28 年度からは協定書を見直し、異動の有無にかかわらず、毎月職員名簿を提出する方式に既に改めました。</p>

項目 71 結果	部課名
業務委託の複数見積ルールの不徹底	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>障害者福祉施設予算編成基準によれば、業務委託等については必ず複数業者の見積をとるルールであるが、実施されていない契約がある。各指定管理者への指導を徹底されたい。</p>	<p>一部の施設において通園バス運行、清掃等の業務委託に際しての複数業者からの見積が実施されておりませんでした。</p> <p>今後、指定管理者に対して複数見積の徹底を指導しました。さらに指導の徹底を図ってまいります。</p>

項目 73 結果	部課名
不適正な事業報告はチェックが必要	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>大田福祉作業所の平成26年度事業計画書と平成26年度事業報告書は、ほぼ同一の内容で事業報告は事業計画の記述を過去形に変更したものである。このような事業報告は実際の活動を示しておらず、事業報告の内容を伴っていない。所管課はこのような報告書を放置せず、適切な事業報告を提出させられたい。</p>	<p>平成 27 年度に事業報告書提出に際しては、適切な内容で報告するよう既に大田福祉作業所の指定管理者に指導しました。</p> <p>また、指定管理者施設の管理運営内容を的確に把握し、必要な指導をより一層効果的に行うため、今年度よりすべての指定管理者に報告書提出時ヒアリングを実施する等、より指導監督を強化してまいります。</p>

項目 77 結果	部課名
非常勤職員についての職員配置基準の記載は不適正	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>つばさホーム前の浦の年度協定書“職員配置基準”で非常勤職員について“非常勤については別途管理経費の範囲内で配置するものとする。”と記載されているが、職員配置基準の機能を果たしていない規定である。職員配置基準の趣旨を踏まえた内容を記載しなければならない。</p>	<p>つばさホーム前の浦は宿泊型施設であり、日中と夜間との職員態勢が異なること及び非常勤職員の勤務日数、勤務時間が異なるため、平成 27 年度までの協定書においては、職員配置基準は常勤職員のみを規定していました。平成 28 年度協定書における職員配置基準については、常勤、非常勤を含めたすべての職員の時間帯別の職員配置体制を明示するように変更いたしました。</p>

項目 78 結果	部課名
職員配置基準以上に常勤職員を採用	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>つばさホーム前の浦の年度協定書別表“職員配置基準”では常勤職員について合計9名とされているが、実際は10名分の予算支出を平成21年以來行っている。職員配置基準と予算支出に整合性があるよう是正されたい。</p>	<p>つばさホーム前の浦は、宿泊型施設であることから日中と夜間との職員態勢が異なること及び非常勤職員の勤務日数、勤務時間が異なるため、職員配置基準については常勤職員のみを規定していました。</p> <p>当該職員の配置については、平成21年度予算において必要性を認め、常勤契約職員として予算計上し、実際に配置いたしました。なお予算見積書の表記は当該職員が平成20年度に代替支援員として採用したことと他の正職員と区別するために「20年度代替支援員（非常勤）」という表記としました。</p> <p>本来であれば、平成21年度の年度協定において配置基準の見直しを行い予算との整合性を図るべきでしたが、正規職員ではないことから非常勤職員と同様に配置基準に算入せず、この状況が平成27年まで継続されていました。</p> <p>平成28年度予算からは当該職員については他の正職員と同項目に組入れました。また年度協定書における職員配置基準については、常勤のみではなく、非常勤も含めた職員配置基準を設定いたしました。</p>

項目 79 結果	部課名
非常勤職員給与の算定根拠が不明	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>平成 26 年度予算では非常勤職員給与が 13,759,200円計上されているが、本件計上額については、所管課が適正と認めた根拠が明らかでない。非常勤職員の業務の内容、業務量を指定管理者と検討し、しっかり把握したうえで、予算計上額を算定されたい。</p>	<p>つばさホーム前の浦は、宿泊型施設であることから日中と夜間との職員態勢が異なること及び非常勤職員の勤務日数、勤務時間が異なるため、職員配置基準については常勤職員のみを規定していました。</p> <p>そのため非常勤職員については、ヒアリングに基づき、常勤職員の不足を補う形で個々に計上してまいりました。</p> <p>平成 28 年度からは、年度協定書において職員配置基準を従来の常勤職員のみから常勤・非常勤をすべて含むものに改めました。</p>

項目 80 結果	部課名
緊急一時保護で規定を超える長期滞在者の存在	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>つばさホーム前の浦の事業のうち緊急一時保護は、条例で利用期間が最長6泊7日に制限されている。しかし、緊急一時保護施設に長期にわたり滞在しているケースがある。適正な運用を徹底されたい。</p>	<p>つばさホーム前の浦の緊急一時保護は、保護者が疾病、出産、事故、冠婚葬祭などの事情により、一時的に家庭での介護が困難となった方を保護することを目的に実施しており、1回の利用期間は6泊7日以内としております。</p> <p>現在、緊急一時保護用に4室を確保しておりますが、他に空き室がある場合は、緊急一時用に使用し、できる限り利用の受入に努めております。</p> <p>しかしながら、緊急一時保護を利用する方には、様々な問題を抱えられおり、7日間を超過する期間の保護が必要な場合もございます。</p> <p>このようにやむを得ず家庭での介護が困難になった場合には、地域における生活の継続を支援するためにも、規定の期間を複数回重ねて使用することにより対応せざるを得ないと考えております。</p>

項目 81 結果	部課名
給食業務委託費の適正額を超過する負担	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>つばさホーム前の浦は指定管理者である大田幸陽会が独自に設立運営している就労継続支援B型施設（のぞみ園）と同一建物に所在する。つばさホーム前の浦がのぞみ園の給食委託費を一部負担していると判断されるので、実態を把握し、適正化されたい。</p>	<p>現在、つばさホーム前の浦と大田幸陽会が直営施設として運営しているのぞみ園は、同一建物に所在しております。施設利用者に対する給食提供につきましては、効率的な施設運営の観点から同一事業者が行っております。事業者はそれぞれの施設と委託契約を締結し、必要な給食を提供しております。</p> <p>実態を調査したところ、本来、のぞみ園が負担すべき経費の一部を前の浦が負担している状況がありました。</p> <p>平成 28 年度の契約からは適正な按分比率に基づく内容となるよう契約変更を指示しました。</p>

項目 82 結果	部課名
利用者から徴収する”実費”は不適正	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>指定管理施設の利用者から徴収する実費については、施行規則等の規定に沿って運用されたい。</p> <p>① つばさホーム前の浦のパンフレットに利用に関する費用として一律5,000円の表記があるが、日用品費の収支をしてみると指定管理者に余剰金が発生している。また規定では、布団のレンタルについても利用者が自ら用意する場合は徴しないこととなっている。従って一律に徴するのは規則に反する。</p> <p>② 施行規則では飲食物実費月額30,000円となっているが、パンフレットでは朝夕食費30,000円（月額） 昼食費500円（1食）とされており、施行規則に反している。</p>	<p>① つばさホーム前の浦の利用に際して利用者から徴収する実費については、「大田区立心身障害者自立生活訓練施設の利用者の日常生活に必要な実費の徴収に関する要領」に基づき利用者に負担していただいております。内訳は①寝具レンタル 2,100 円②洗濯用品 600 円③浴室用品 100 円④トイレ用品 1,600 円⑤居室内装維持経費 600 円となっております。このうち寝具レンタルについては利用者が自ら用意する場合は徴しないことと規定しておりますが、パンフレットには記載しておりませんでした。</p> <p>パンフレットの表記内容を変更しました。</p> <p>② 自立生活訓練利用者は、日中は別施設等での活動が基本となります。従いまして規則における飲食物実費月額は朝夕食を対象としておりましたが、ご指摘のとおり昼食費も含まれると解釈される記載となっておりますので、規則を改正し、朝夕食と昼食を別に記載いたしました。</p>

項目 83 結果	部課名
入居建物の不適切な使用状況	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>つばさホーム前の浦が所在する建物は、大田区と大田幸陽会の共有になっているが、以下の通り不適切な使用状態があるので、善処されたい。</p> <p>① つばさホーム前の浦が所在する3階部分に幸陽会本部があるが、その光熱費は実質的に大田区が負担している。</p> <p>② 指定管理施設の一部が大田幸陽会の事業のために使用されている。</p> <p>③ つばさホーム前の浦が所在する建物が、“大田幸陽会会館”と表示されている。</p>	<p>① 平成 27 年度分から使用面積及び稼働時間を基に光熱水費を算定し、徴収いたしました。</p> <p>② 現在、つばさホーム前の浦の3階談話室の一部を大田幸陽会が区の受託事業として運営している若草学級事務局として使用していますが、当該部分談話室について行政財産使用許可の手続きがされていませんでした。</p> <p>平成 28 年度からは、当該部分についても行政財産使用許可の手続きを実施いたしました。</p> <p>③ 当該建物につきましては大田区と大田幸陽会が区分所有しており、「区立つばさホーム前の浦」と「区立前の浦集会室」及び大田幸陽会の「のぞみ園」の複合施設となっております。入口は2カ所あり、集会室専用とつばさホーム及びのぞみ園用の2カ所あり、集会室側には『大田区立前の浦集会室』、つばさホームとのぞみ園側には『大田幸陽会会館』と表示されています。大田幸陽会と表示の変更について協議してまいります。</p>

項目 85 結果	部課名
事務処理上の不備	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>以下のとおり事務処理等の不備がある。是正されたい。</p> <p>① つばさホーム前の浦の年度協定書に不備がある。</p> <p>(年度協定書第1条では、“条例第8条第2項及び施行規則第5条の規定に基づく使用料”と記載されているが、条例の当該条項は実費を規定しており、使用料は第8条第1項に規定されている。善処されたい。)</p> <p>② 職員異動の届け出漏れ</p>	<p>① 平成 28 年度から年度協定書第 1 条における根拠条例の表記を「条例第 8 条第 2 項」から「第 8 条第 1 項」に改めました。</p> <p>② 職員異動の届け出につきましては、職員に異動等の変更があった場合に提出させていますが、この届出のみでは、施設からの報告が適正に実施されているかの確認が困難であるため、平成 28 年度からは協定書を見直し、異動の有無にかかわらず、毎月職員名簿を提出させることとしました。</p>

項目 86 結果	部課名
人件費の計上費目の誤り	福祉部障害福祉課
指摘事項	措置状況
<p>前の浦集会室の特別会計資金収支計算書によれば、指定管理料は全額事務費支出に充てられており、人件費支出の計上がない。指定管理業務を行うには当然従事者が必要であり、当該従事者の人件費を特別会計資金収支計算書上に“人件費支出”として計上する必要がある。</p>	<p>前の浦集会室の管理については指定管理者が運営するのぞみ園の職員が兼務により担当しています。当該職員の人件費については、会計上はのぞみ園が全額負担し、兼務相当分については、指定管理者から「その他委託費」として支払う形式で処理しています。</p> <p>今後、人件費として支出していることが判る会計処理を指定管理者に指示しました。</p>

項目 91 結果	部課名
施設に指定管理者名の表示が無い	まちづくり推進部建築調整課
指摘事項	措置状況
基本協定書第29条に定める指定管理者名の表示がなされていない。	平成28年4月末日までに、区営住宅・区民住宅のすべてについて、指定管理者名を表示しました。

項目 95 結果	部課名
自主事業の取決めの年度協定書記載漏れ	観光・国際都市部スポーツ推進課
指摘事項	措置状況
<p>基本協定書に自主事業について年度協定書に定めると記載していたにも関わらず、年度協定書に何の言及もなく、改善するべきである。</p>	<p>「自主事業によって得た利益の取り扱い」の取決めについて、年度協定書に定めていなかったため、指定管理者と協議し、平成 27 年度に年度協定書の一部変更を行いました。これにより、自主事業によって利益が発生した場合、全額を大田区に還元することとなりました。</p>

項目 96 結果	部課名
公の施設と区の出先機関の清掃費の未按分	都市基盤整備部道路公園課
指摘事項	措置状況
<p>公の施設と区の出先機関の清掃費が、指定管理料に含まれており、本来併設機関であることから、費用も明確に按分して管理すべき性格のものである。</p>	<p>萩中公園水泳場と区の機関である事務所の経費区分を明確にして、適切な按分検討をまいります。</p>